

莊園時代の別府

——二 豊莊園の研究 (二) — 渡辺澄夫

一 莊園の発生と別府の起源

豊後國風土記によれば、

速見郡 郷五所十三 駅二所 烽一所

と見える。郷五所というのは和名抄の朝見・八坂・由布・大神・山香の五郷に当る。今日の別府は、律令制の朝見郷とは

ぼ一致する。続紀宝龜二年(七七二)十月丁巳條の太宰府言

上の中には、「豊後國速見郡敵見郷」と記されている。この

記述からすれば、少くとも奈良時代には朝見郷は「敵見郷」

と書き、恐らく「アダミ」と訓まれたものと思われる。「アダミ」は「温」「熱」の意と思われ、「熱海」が原義であろう。

伊豆の熱海と語源的には同じであり、热水を出すの義か、或

は海中に湯を出す等によって、「热水」ないし「熱海」の意

から「アタミ」と呼び、平安時代に至つて「朝見」の字を宛

てるに至つたものであろう⁽¹⁾。別府の歴史は「別府」の名前

からはじまるのではなく、温泉によつてはじまり、温泉によつて終ると言つてもよい。

平安時代に律令制が衰頽し、公地公民制が行われなくなる

と、土地人民は次第に貴族や社寺の私有となり、以上の郷制はくずれて次第に莊園に転化する。畿内地方では、社寺・貴族の膝下であるだけに莊園化も比較的早いが、辺境地方ではやや後れ、一般的に平安末期頃から莊園制が普遍化するようになる。ここには先ず速見郡全体の諸郷がどのように莊園に転化するかを概観し、当郷の事に及びたい。

註 (1) 太宰管内志豊後國速見郡条。

(1) 速見郡の莊園

やや時代は降るが、弘安八年(一二八五)の豊後國田帳によれば、当郡は、

速見郡 千町餘五町

石垣莊 二百町

本莊百四十町 (イ宮)

宇佐領々主神官名主等

別府六十町

宇佐宮領、地頭職土肥一王丸

竈門北八十町

宇佐弥勸寺領一本作百余町
地頭職竈門次郎貞繼法名道善

本莊五十三町

小坂村十七町 大将家法華堂別当僧都御房

平湯立小野村十町並鶴見

加納大友兵庫入道殿

(頬泰)

大神莊百七十町

(北条時宗)

日出・津島七十町 地頭職相模守殿

近部・藤原・井手村七十町 戸次太郎時親法名道恵

(持)

遠江國御家人内田工藤二致清跡三郎

真奈井・野木乃井村三十町 同人并利根次郎頼親

(致時相続)

八坂莊二百町

(頬泰)

下莊百町 領家八幡檢校法印女子

(親)

本莊五十五町 御家人八坂五郎左衛門惟經跡弥五郎盛

大炊判官代頼元法名道伝

氏・七郎惟行・十郎能繼各配分

当国住人日

若富名五十町二段 大友兵庫入道殿

差左衛門後家論之、

新莊四十五町 八坂五郎左衛門跡弥五郎親盛跡弥次郎

三郎重親相続

忠繼(イ継)・惟經嫡孫而相続云々、

領家延暦寺、地頭大友兵庫入道

山香鄉二百町

莊の如くなっている。

大友兵庫入道殿

先ず朝見郷について見れば、これは石垣莊(宇佐宮領)・

豊前九郎入道明眞之跡彦四郎(イ盛通)

朝見郷(同)・竈門莊(同弥勒寺領)の三者に分裂し、何れ

下倉成名十八町 法名良惠)

も莊園化している。朝見郷は莊と呼ばれていないが、実質は

肥前國御家人綾部小次郎道明跡後家

莊と変わらない。これらについては、後に詳述する。

善阿女子小田原五郎景郷配分為三知

令制の大神郷は大神莊となり、地頭職は執權北条時宗と大

行云々、

友一族の戸次時親⁽¹⁾・利根頼親等が分領している。大神莊の

立石村四十餘町

中の日出・藤原はのちには日出莊・藤原莊とそれぞれ独立

合併

の莊名をもつて記されるようになる⁽²⁾。領家は記されていないが、石清水文書によれば⁽³⁾、日出莊五十いが、石清水文書によれば⁽³⁾、日出莊五十

・大神莊并乃木井

町は宇佐弥勒寺領となっている。

合併

は宇佐弥勒寺領となっている。

次に八坂郷は、やはり宇佐弥勒寺領となり、八坂莊と呼ば

れる。右には下莊・本莊・新莊の三者に分かれているが、普通

には次の如く上莊・下莊と記されている⁽⁴⁾。本莊・新莊の区

別のある所からすれば、八坂郷の莊園化に時代的前後のあつたことが判る。地頭には大友木付氏や八坂氏・肥前国御家人松浦党石志(源氏下莊四ヶ⁽⁵⁾)・多伊良氏⁽⁶⁾等が居り、秋吉氏⁽⁷⁾が下莊秋吉・薬丸・延道・守末名の名主、田所氏は下莊の田所職⁽⁷⁾を帶した。

山香郷は令制の郷のまま存続したようであるが、石清水文書承久二年(一二二〇)十二月十日の大善法寺祐清譲状には弥勒寺領「山香庄豊後國」とあり、文永十一年(一二七四)の後善法寺宮清处分帳にも「山香庄」と見える。なお宇佐永弘文書にも、

○首
欠

竈門庄三斗
日出庄四斗
八坂上庄三斗
山香庄

石丸四斗
立石倉口四斗
弘瀬
向野庄二斗
草地庄二斗
臼乃庄二斗
伊美庄五斗

真玉庄五斗不弁也
竹田津庄一斗五升
香地庄口斗

(神庄力)
大口三斗

由布庄四斗

同下庄五斗

(成力)

由布庄四斗

都甲庄四斗

近連

真玉庄五斗不弁也

竹田津庄一斗五升

香地庄口斗

○尾欠
カ

の如く、山香庄と記し弥勒寺領としている。「郷司家忠」とは、いうまでもなく山香郷の郷司であり、大神氏である。都甲庄の地頭都甲氏は、山香郷司家から大神貞正が入って同荘開発領主左近大夫経俊の後をついだものである⁽⁸⁾。弘安頃まで郷を称し、郷司が知行していた事から見れば、純然たる莊園化は比較的後れたようであるが、恐らく郷司の私領化し、次第に弥勒寺領となつたものであろう。

由布郷が由布院と称せられるようになつたのは、正税を納める院倉が置かれたためであろう。ただし、これも石清水文書永仁五年(一二九七)六月日の善法寺尚清处分帳には、弥勒寺領「由布」と記され、前記永弘文書には「由布庄」とある。院と記されても、実質的には莊と変りなかつたことが判る。由布院の中の鶴見村十五町は、領家は延暦寺とあるが、これがのちの朝見郷のそれとすれば、当時の境界線は相当に異つていたことが考えられる。莊園領有の特殊の関係からか、或は鶴見村が由布院塙原方面から海岸への交通路線に当つているためであるか、それとも又他に原因があるか、今後の検討が必要であろう。永徳三年(一三八三)の大友親世所領注文⁽⁹⁾には、

(豊後)
同国由布院並柳・天間・荒木・山崎・石松・貞恒

とあり、これが由布院全体であるか不明であるが、鶴見村は見えない。ちなみに天間は現在速見郡に属する。

註 (1) 異本には「時頼」とあるが、「時親」が正しい。

(2) 入江文書文和二年十一月六日田原正鑑譲状(大分県史料一〇)。

どうのような関係で、又どうした過程を通つて来たものであるうか。

この問題を解明する明瞭な史料を得ないのが遺憾であるが宇佐大鏡に次のような若干の史料がある。

豊後国

朝見郷 田数 宮用作二丁 (脱アルカ)

石清水文書の二、四三三弥勒寺喜多院所領注進。

秋吉文書・生地文書(大分県史料一〇)。

石志文書二四沙弥定阿讓狀(平戸杉浦家資料)。

宇都宮文書三・四(大分県史料一〇)。

註(4) 参照。

都甲文書(大分県史料九)。

大友文書録(続編年大友史料二)。

(2) 朝見郷の莊園化

以上の速見郡諸莊の発生・成立・展開・支配関係・内部構造等については、別に改めて考察することとして、ここには当面の朝見郷についてやや詳細に考察を加えたい。

右の岡田帳では石垣莊・朝見郷・籠門莊の三者に分れ、何れも宇佐宮ないし同宮弥勒寺の所領となつてゐることは前に述べた。朝見郷が以上の三者に分れながら、なおその一部が朝見郷として残っているのは、この部分が最後まで国衙領として残され、のちにこれも宇佐宮領となり実質的に莊園化したものであらうか。ではこの郷が二莊一郷に転化したのは、

五百九束(ナシ)

為半不輸之昔者、宮召物加地子未松百五十二束四把・倉光十八、於三官物者、任三國檢定之定田、弁二濟國庫之二、爰保元年中半不輸之時、丁別米三十五町下知之、
當宮飯宮遷宮之時、依令懈怠、當國役陳慢、當任國司時光称^二彼代^一、以ニ當郷並田原別符兩所之半不輸領^一、
永所レ被レ奉レ免不輸也、仍更不レ相交國役也。

右に朝見郷の下に「田数」とあって、「宮用作二丁」だけを記しているのは、他の記載例から見て不合理である。朝見郷全体の田数か、ないしは文中の「三十五丁」が脱落したのではないか。その田数の中で二丁が、宇佐八幡宮の直営田である用作である。

この記録からすれば、朝見郷は保元年中以前にすでに半不輸の宇佐宮領となつていたことがわかる。即ち宇佐宮は、加地子五百九束の收入権を有し、その負担関係は、未松百五十二束四把・倉光三百三十八束八把・節丸二十八束であった。

末松・倉光・節丸というのは、恐らく名主である。加地子といふのは、地子（小作料、ここでは租を指す）に対する附加税で、これが宇佐宮の收入として国衙から与えられていた。町別にかけたので「町別米」といい、別にその用途から「供米」とも称している。賦課の面積は、保元年中に三十五町であったという。宇佐宮の朝見郷に対する支配権は加地子の徵收権だけであるので、完全な支配権ではない。それを象徴するのが「国檢田」である。国檢田とは国衙がまだ公領として朝見郷の支配権をもっているので、使者を派遣して田地を検注し課税することである。この檢田によつて除地・荒廢田等を除いて算定された課税すべき田地が定田である。定田に対する官物（租・庸・調）は国衙が徵收し、加地子だけを宇佐宮が收納するのである。ただしこの場合は、恐らく宇佐宮が直接人民から加地子を徵收し得たのではなく、一応国衙收納されたものの一部を国衙（ないし郡衙）から受け取るだけのもので、土地や人民に対する支配権はない。たとえ收入権はあつても、実質的な支配権は国衙にあるので国衙領であり、従つて從来通り「郷」を称する。朝見郷が「莊」と呼ばれない理由がここにある。保元年間までの朝見郷と宇佐宮との関係は、このような状態にあつたのである。

では両者のこのような関係は、どうして起つたものであろうか。そもそも宇佐宮は、聖武天皇の大仏造立や道鏡の非望停止等の靈験により、奈良時代以来公家の崇敬篤く、延喜式では名神大社に列し多くの封戸・位田等が寄進された。しかも六年一度の行幸会や三十年毎の式年遷宮の料物たる木材その他の雜物は、豊前國はもちろん、太宰府管内の両豊・両肥・筑後・日向等の奉寄する所とされ、その納入は太宰府や各國司の責任とされた⁽¹⁾。前記宇佐大鏡に「當宮仮宮遷宮之時」國司がこの役を怠つた、とあるのは、即ちこれを証するものである。所で右のような場合、國司は恒例的な費用を支弁するため、具体的には特定の郡・郷・保を充てることが普通であったので、それと神宮側との関係が次第に緊密化するに至つたものと思われる。朝見郷の土地人民に対する直接的支配権のないにも拘わらず、同宮が「半不輸領」と称しているのはこのためであろう。このような半不輸領は、この外に国内のみならず、他国にも数多く散在していたのである。

以上のような半不輸の朝見郷が、宇佐宮の一円所領となつたのは次のようないきさつによる。即ち保元年中の仮宮遷宮の時豊後國司が前述の国役を怠つたので、当任國司源時光がその代りと称し、朝見郷と田原別府_{國東郡}との両所の半不輸領を、官物を全免して宇佐宮に寄進したというのである。国衙に対して全く納稅の義務のない土地となるから、「国役を相交え

ず」と述べ、又「不輸」と称しているのである。国衙に対し納税義務のない土地は、領主自身が検注使を派遣して検田課税するので、国衙検田使の検注することは原則としてなくなる。しかし事實上は、国衙側は国司の交替・出張等のすきをねらい、またその他の口実をつけて検田使を入れ、一度与えた特権を侵害することが普通であったので、必然的に両者の争いが繰り返され、莊園領主側は国衙や中央政府に訴えて検田使を入れないようにする。このように不輸権は行きつく所不入権にまで発展し、官憲の支配を完全に脱することになる。

これを普通には莊園の完成と称している。朝見郷の場合そした過程を示す史料はないが、当時の莊園制一般の動向から見て、同様のケースをたどったことが想像される。

大鏡による朝見郷の宇佐宮領化の過程は、以上の外はわからない。しかし畠田帳やその他の史料において、同郷が石垣庄・朝見郷・竈門荘の三者に分れているのはどうしてであるか。史料がないため推測に過ぎないが、石垣荘が宇佐宮神官名主等の所領となり、朝見郷が宮領、竈門荘が弥勒寺領となっている事実から察すれば、保元年間の一円不輸化以前に同郷に対して三者が異なる権利を有したため、その後右のようになつたか、或いは不輸化の後にそうした得分の配分関係が生じて分割されたか、その何れかではあるまいか。石垣荘・竈門荘とともに平安時代にはその存在を示す史料は管見に入

らず、最も早い石垣荘でも大友能直の時代にその存在が確証されるに過ぎない事實に照せば、恐らく後者の場合が妥當ではないかと考える。

先に朝見郷八十町が後まで郷を称するのは、比較的のちまで國領であったためかと推測したが、保元の一円不輸化以後にもなお莊と称しないのは一考を要する。一般に社寺の近辺の所領は郷として緊密な関係をもつて直接支配下に置かれ、労役賦役の課される場合が多いが、朝見郷は宇佐から余りに離つてゐる。山香郷の例からすれば、郷司等の律令制行政末端機関がそのまま存続して下司・公文等の莊官となつた場合、行政面においても律令制的色彩が温存され易かつたのではないかと考えられる。朝見郷司が莊官となつた事実は検出されないが、のちの朝見郷が今日の朝見一帯であることは疑いなく、従つてここが令制朝見郷の政治的中心であつたことがほぼ確実であるとすれば、この推定もある程度の蓋然性をもち得るが、今は問題提起に止めて置く。

以上諸荘の支配機構は不明の点が多いが、例を竈門荘にとれば、中世においては大体、

(石清水) (宇佐弥勒寺)
本家——領家——(預所)

の通りではなかつたかと思う。石清水文書に竈門荘が弥勒寺領でありながら、石清水菊大路家が弥勒寺講師喜多院司として伝領しているのは、恐らく本家職で、弥勒寺が領家である

う。当莊の預所は不明であるが、都甲莊・八坂莊等に預所のいる所を見れば(2)、恐らくここにも置かれていたであろう。

莊官組織の詳細は全く不明である。しかし中世には莊官の有力者は地頭となり、又大友氏の入国後は同氏が総地頭職・小地頭職を常するようになる。竈門本莊は岡田帳では竈門貞継、小坂村は大将家法華堂別當僧都、平湯・立小野村・鶴見・加納は大友頼泰が地頭であつた。永弘文書によれば、当莊には中世末・國名・末吉名等の名が存在したことがわかるが(3)、名の全貌や規模並びに下地經營の実状は殆んど知る所がない。

註(1) 石清水文書五宮寺縁事抄、宇佐四。永弘文書(大分県史料九・一〇)。

(2) 都甲文書・秋吉文書(大分県史料九・一〇)。

(3) 永弘文書一、一五六一六〇号。

(3) 別府の起源

別府の語は地名として個有名詞となつてゐるが、元來は普通名詞として各地に無数に存在したものである。にもかかわらず、その発生過程や語義については古来より異説が多く、今日学界でも確乎たる結論に達していらない問題である。先ず普通名詞としての別府に關して舉見を述べ、當地の別府に論及したい。

豊後國志には、職原抄に

守唐名刺史・使君・宰
牧宰・園宰・大守
介別駕
掾司馬

目主薄

とある國司の介の別称「別駕」から、

石垣莊内有三別府、別府、府之副也、職原抄以レ介為三別駕、是別駕所レ居、掾目或處レ之、別府或作三辨府、毎レ國往往有レ之、國府既廢、別府亦從レ之。

の如く、國守のいる國府に對する副で、介以下の居る支庁の意であり、辨府とも書き國毎に往々あると述べてゐる。しかし別駕は介の唐名で、國司の巡行に際して別駕で隨從するという意味の誤解に過ぎず、介以下の別府が存在した事実もなく、又一國一別府ではない故、この説は全く問題とするに足りない。豊前志では、國衙に對する郡衙を指すとしているが、それならば一郡には必ず一別府が存在しなければならないことになるが、そうした事実ではなく、又郡衙を別府と称した事実もない。臆測はさらに入んで、別府を今日「びゆう」とも呼ぶ場合のあること等から、アイヌ語起原説を述べる人もある(1)。もしこの語がアイヌ語から起つたとすれば、どうしてこれが九州地方に多く、関東・東北地方に少ないかの理由が説明されねばならない。

そこで別府の府はもと「符」の字を用いたことから、当然文書に關係することが考えられ、吉田東伍博士は「別・勅・符・賜・田」の義であるとされた(2)。しかしこれも、律令制下で別勅符によつて賜わつた田地を「別符」と稱した実例が確認されない以上、妥当とすることは出来ない。多くの実例からすれば別符は莊園制の成立過程に發生したものであるから、太政官符によつて立券された莊園が、その周囲に追加開墾して拡大

する場合、オ二の官符によつて追認された部分を指し、後に
は領主の権限によつて開墾した場合も同様に呼んだとする柳
田国男氏説に發展した⁽³⁾。別符の成立及び性格の理解に一段
の進歩が見られるが、いう所の追加開墾地がオ二の官符によ
つて認められ「別符」と称せられた事実を確証することが前
提条件である。筆者の管見では、そうした事実を証すること
は遺憾ながら出来なかつた。そこで最後に、官省符によるレ
ッキとした本荘が先ず存在し、その附近の田地が開發その他
の理由によつて花園化する場合、国司等下級者の国符等によ
つて認められた部分で、莊園領主の権利も一円不輸の特權を
有しない土地であるとする西岡虎之助氏説が行われ⁽⁴⁾、筆者
もこれまで氏の説に従つた。

所で管見に入る別府に関する文書の初見は、永承三年(一〇
四八)安芸国高田郡司藤原守満が三田郷と私領別符重行を嫡
男守頼に譲与することを請うた解である(嚴島神社文書)。この以前
から別符は成立していいたらしいが、この別符は郷の中に存在
する。つぎは宇佐大鏡所收寛治五年(一〇九二)六月十七日の
豊後国津守郷勾別府に関する太宰帥藤原伊房施入状で、

敬白

奉^ニ施入水田參拾陸町漆段百捌拾步畠參町事

在豊後國津守郷勾別符内

とあり、これも郷中で「別符」と称したことが明かである。

しかもそれはその以前に、勾六郎藤原貞平(仮名内
蔵富近)の所領で

「別府」と云われ、朱雀帥(房力伊)の時、富近(名主)が官
物負累のため逃去したので、藏司⁽⁵⁾納物の代として太宰府領
となり、それを伊房が地子を割いて仏聖燈油料として宇佐宮
に寄進したものである。貞平は仮名を内藏富近と称し、富近
の名で土地經營を行つていたものらしく、従つてこの土地を
「富近名」と呼んだ。同年の壬七月の府下文に、「彼郷司貞
平・稱^ニ國序宣、付^ニ面々使令^ニ陵蹕」とある郷司貞平と同一
人かとも思われるが、富近(貞平)は逃去したとある故、速
断し得ないものがある。何れにしても勾別符の成立は、津守
郷の中である故、決してオ一の官符に対するオ二の官符で出
来た官省符莊でないことは明らかであり、又本荘に対する追
加地として成立したものでもないことは確実である。

では本主勾六郎藤原貞平が、津守郷に別符の開発を申請し
たことに対する認可の文書は、どこから又如何なる文書形式
によつてなされたものであろうか。これに関する記述がない
故、明言し得ないが、勝津留畠等の例からすれば、当然国衙
であるとしなければならぬが、その文書が「国符」であつ
た積極的な証拠はないのである。

次に比較的古いものとしては、嘉保二年(一〇九五)の山

城^(国賀茂庄)別符立券案がある(6)。(端裏書)
賀茂庄別符立券案、嘉保二年東大寺

謹辞 立券進別符御庄 田畠坪付事

合伍町壹段

在山城国相楽郡賀茂郷東大寺官省符内

○坪付
略付

右件田畠者、東大寺官省符之内、故山村姉子先祖相伝私領也、而故東南院法印御房御任之時、姉子請申別符、勤^二仕公事^一、雖^レ経三年序^一、官物不^ニ究進^ニ之間、以去永保年中姉子死去、爰從法印御房年来官物未進肆拾余石、可^ニ早辨進^ニ之由、後家被^レ責勘^一、因^レ茲後家目代等注^ニ姉子私貯件田畠、辨進件未進官物之代先了、其後十余年之間、為^ニ御領^ニ勤^ニ仕所課^一、而法印御房御非常之後、師資相繼儀、右大臣殿禪師君御房之時、可^ニ三立券報示進^ニ之由、依^レ有^ニ御下文^一、所^ニ立券進^ニ如^レ件、以解、

嘉保二年三月十五日

刀禰

興福寺御庄司小野

東大寺御庄司藤原安判

これは東大寺の官省符莊賀茂莊内の別符である。文中に姉子が別符を申請したとあるが、それは彼女の死去の永保年中は(一〇八)であることが判り、別府の存在を示すものとしては前掲文書よりも古い。さてこの場合、別府の申請を許可したのは東南院法印(別當慶)⁽⁷⁾であり、従つてその文書形式が国(信カ)

符でなかつたことは明らかである。

次に康和二年(一一〇〇)の丹波国司解案は⁽⁸⁾、東寺領大山莊の成立に関するものであるが、これには左の通り記されている。

○首略抑件所庄号之由就^レ訴召^ニ問在^ニ序官人等^ニ之處、称^ニ庄号^一由之条、無^レ見^ニ留國之文書^一、只免田參町許、代代被^レ奉^レ免之由、見^ニ田所例文^一、而刑部卿任、造東寺御塔之次、上座永俊触^ニ縁、申^ニ請^一色別符^一、於^ニ所^ニ當官物^一者、微^ニ納寺家^一、御塔作事之間、為^ニ御祈禱毎日仏供^一、以^ニ件米^ニ所^ニ申請^一也、加之至^ニ所^ニ當雜事^一者、被^ニ止^ニ御塔料諸郡之所役^一、偏以^ニ保住人等^一、所^ニ令^ニ勤^ニ仕^一也、御塔造畢之後、加賀守任被^ニ停止^一、如^レ本被^レ加^ニ鄉分^ニ了、而得替之後、以^ニ彼時文書等^一、當附^ニ緣申^ニ請^一色保^一、被^レ免^ニ除雜事^ニ之許^也、此代代國司会釈也、○下略

大山莊が一時停止された時のもので、國司側は僅かに三町の免田があるに過ぎないと主張したので、永俊が國司源顕仲に「一色別符」を申請して、その所當官物で東寺御塔作事の期間中の毎日仏供に宛てたというのである。造塔終了後「別符」を停止されて「郷分」となり、さらに「一色保」を申請したという点、「別符」・「郷」・「一色保」の性格を明らかにする上に極めて重要な史料である。

さてこの場合も、大山荘は一旦停止されている故、「別符」は荘の追加開墾地とは言い得ない。「別符」を停止して「如レ本被レ加ニ郷分ニ了」とある事からも判る通り、郷の中に於ける「別符」である。ただしその許可を与えたものは国司である故、その文書は「国符」であった可能性はあるが、果して事実はどうであったであろうか。

これについては、右の文書では何等直接的な手がかりを得ない。所がこれより以前、官省符荘であった大山荘が国司によって停廃された際、例えば長和二年（一〇一三）大山荘司

が国裁を請うた解状に対する免判は⁽⁹⁾、解状の奥に、

「判

件寺田見作漆町式段式百捌拾捌歩内、除損田三段二百八拾肆歩可レ成ニ免符ニ之。
（経房）在判

右近権中将兼大介源朝臣

（経房）在判

の如く証判の形式をもつて書き加えられている。豊後柞原八

幡宮の場合でも、季供田以下の諸田免除の解状に対しては、

国衙雜任の勘文と、守以下の与判が解状に記されて下附さ

れるのが一般的であったことを示している⁽¹⁰⁾。右の大山荘の

場合には、特に「可レ成ニ免符」と記されているが、果して

別に免符が下されたものであろうか。若し出されたとすれば

郡・郷司に対する国符の形式をとったものと考えられるが、

長和二年（一〇一三）の解状及び治安元年（一〇一一）の牒状⁽¹¹⁾いずれも同一文言の与判がありながら、国符の下された形跡は見られないものである。

以上に示した比較的古い史料から見る場合、(1)別府は官省符荘の追加開墾地とは限らないのであり、郷の中に形成される場合がある。(2)その免判は「国符」とは限らない。以上二つの結論が得られそうである。この見通しによつて宇佐大鏡を見れば、別符の成立は、

(A) 別符成立の場所

(1) 郷の中……平田別符^{豊前国高家}・勾別府^{豊後国}・

平田西郷内・津守郷^{肥後国}

原別符^{山香南郷}

(2) 庄……岡富別符^{豊前国高家}・白杵本庄・渡別符・竹崎別符・

村角^{以上同國}・柏原別符・長峰別符・細

江別符^{浮田莊}

以上同國

日向國

肥後國

豊後國

(B) 免判下附者

(1) 太宰府・国司……伊倉別符^{肥後國}

田嶋別符・石井別符^{豊後國}

國司・郡司……田嶋別符・石井別符^{豊後國}

莊園領主……平田別符^{豊前國}・田原別符^{豊後國}・柏原

別符日向・瓜生野別符^{日向國}

(c) 文書形式

(1)

府国序宣……伊倉別符 肥後

同下文証判……田嶋別符・石井別符 豊後

(2) 大宮司外題判……田原別符 国

神官証判……瓜生野別符 日向・村田別符 肥前

社家下文……柏原別符 国

の如くに要約されるのであって、国司の国符によるとする西

岡氏説は必ずしも妥当しないことが判る。

では何故「符」によらない免判を「別符」と言うのである

うか。筆者の考える所では、古くは別符が国符によつて成立した事が考えられるにしても、この「符」は必ずしも「官符」とか「太宰府符」とか「國符」とかいう公式令の所管よ

り被官に下す「符」を指すのではあるまい。そうした厳密な意味の「符」ではなくして、上から下に下された文書で、例えば、「免符」・「任符」・「徵符」・「召符」・「制符」などと用いる符と同義で、いわば広義の符である、と見るのが妥当と考える。従つて「別符」とは郷・荘に対する「別・免符」に外ならず、そこからその土地を指し、のちにこれ

が「別府」と書かれるに至ったものに過ぎないのである。「辨分」・「辨府」とも記されるのは、「別符」が「べふ」とも訓まれた事実からすれば、その音に対するのちの誤用転訛と思われ、これらが中世以後に多くあらわれるのはこの為である。日向地方で「別府」を「びゆう」と訓むのも、恐らく「べふ」からの転訛であろう。

さて以上のようにして出来た別府は、郷の中の別府・荘の別府の何れの場合をとっても、本来の形態は一円不輸ではなく、半不輸である場合が多い。官省符によるレッキとした莊園ではないからである。大山荘の場合「一色別符」とあるのは、「於所當官物」・「微納寺家」するのであり、「所當雜事」は元來国衙の支配に属し、寺家の権限はなかつたものである。賀茂荘の場合、山村姉子が官省符の中に立てた別符も、領家たる東大寺の領有権の制限をうけていたもので、そのため官物未進によりその土地を東大寺に辨進せねばならない結果となつたのである。

別府は、本来の郷・荘に對して、その一部の土地が追加開墾され、又「先祖相伝私領」とか、「触縁」というような特別な関係から免判を得たものであり、しかも前記のような半不輸性からして、一種の別納の性格をもつてゐると言わざるを得ない。こうした意味から結果論的であるが、私は別符は別納免符ないし、別納徵符とも通ずるものがあるよう考え

る。言うまでもなく、別納には得分の別納と下地の別納との両者があるが、この場合は後者に属する。しかしそれでは別符と別納とが全く同一のものであるかといえば、必ずしもそうではない。別符が別符と言われる所以は、その部分が本郷・本荘とは別途の成立過程をたどり、従つて別の免符の下されることが必須条件であるが、別納はそうした条件によつて成立するとは限らないのである。以上のような成立過程からすれば、別符は加納と極めて類似するが、両者は莊園の拡大過程に成立するという点で類似するだけで、別符には郷の中に成立することがあるが、加納にはそれがない。莊の場合でも、加納は本荘に包摶され領主は同一人であるが、別府は別納の性格をもつが故に、必ずしもそれは同一人ではない。

このような関係から、別符は收取關係において、又支配・管理關係において一つのまとまつた土地をなし、本郷や本荘に附屬し、しかもそれから区別されるのである。別符が加納等よりも、一定の地域を指す地名と化し、又一つの村落単位となり易かったのは、こうした事情によるものと思う。

註(1) マリオ・マレーが氏の示教。

(2) 吉田東伍博士著莊園制度の大要。

(3) 柳田國男氏地名の研究。

(4) 尚江頭恒治氏は、「莊園内でも特に別異の符宣を以て賜与

西岡虎之助氏の示教。尚同氏著日本莊園史の研究上五〇頁」。

- 聽許せられたる莊田である。従つて一般莊田とは異つた支配・管理系統に属するものである」と述べている（日本経済史辞典）。
- ここに「藏司」とあるのは意味不明であるが、貞平の仮名を内蔵富近という所からすれば、彼は国衙雜任で院倉の收納に關係したのではないかと推測するが、なお今後の検討が必要である。
- (5) 東大寺文書三の二（平安遺文一三四二号）。
- (6) 東大寺別当次オ（大日本佛教全書）。
- (7) 東寺百合文書ウ（平安遺文一四二六号）。
- (8) 同キ（同四六七号）。
- (9) 東寺百合文書（大分県史料九）。
- (10) 桂原八幡宮文書（大分県史料九）。
- (11) 東寺百合文書ヰ（平安遺文四八〇号）。
- (12) 尚「元府領也」とある別府が可成りあるが、これは郷の中の別府と見るべきであろう。
- 石垣莊と別府**
- 豊後の別府は、日本における別府の代表的な所であるが、これもやはり上述のような莊園制の成立期に各地に興つた別符の一つとして発生したのである。既述の図田帳には、

とある故、これが石垣本荘の別符として成立したものであることがわかる。その成立時期については不明であるが、筑前国郡正敏氏文書によれば⁽¹⁾、「豊後國石垣辨分」が大友豊前々司能直の所領であったと見える故、少くとも大友初代能直の頃には存在したことが考えられる。岡田帳には、石垣本荘百四十町は宇佐宮領で、領主は神官名主等とあるが、別府六十町については領主の記述がない。しかし大友能直の所領と云つても、それは地頭職であると考えられるので、領家職はやはり宇佐宮神官等が帶していたものと考へるのが妥当であろう。前に述べたように、朝見郷から竈門荘や石垣荘が分立してから、石垣荘に隣接した朝見郷内の地が、別の免符によって開発されたか、或は石垣荘内の荒野が開発されたか、又は神官等の領有関係によって別の免符が下されて別府となつたか、の何れかの過程を経て成立したものであるう。

ではその免符を下したものは誰であるかというと、朝見郷が保元年間にすでに宇佐宮の一円不輸領となつていて、日向国衙のそれではあり得ない。宇佐大鏡等の実例からすれば、その領主たる宇佐宮神官か、ないしは大宮司であろう。国東郡の田原別符が宇佐大宮司の外題判によつて開発され、日向国瓜生野別符・肥前国村田別符が神官の証判によつて開かれた事実等を参考すべきであろう。

以上見て来たように、別府は元來石垣荘の附屬的部分とし

て平安末期頃に成立したものであつて、若しこれが追加開墾地であるならば、同荘内でも最も後れて開発された部分になる。耕地が唯一の生産手段であつた当時にあつても、中央部の高い扇状地状のこの地域は、流川や春木川・境川等の氾濫夏期の渴水・火山岩の堆積・温泉の湧出等によつて、水田の開発が困難であり、恐らく永く荒廃地として放置されていたものであろう。それがようやく耕地化したのが平安末期頃であり、即ち別府の成立に外ならないのである。この新開地であり石垣荘の附屬地に過ぎなかつた別府が、逆に本荘である石垣荘はもちろん、朝見郷や竈門荘を包含する地名に拡大するのは、農業を中心とする封建社会から資本主義社会への転換といつう大きな時代の変化を俟たねばならない。天与の温泉と海陸交通の便が、新開地別府をして逆に石垣本荘・朝見郷・竈門荘を包含する律令制朝見郷の地名にとつて代らせるに至る根本的原因である。

註 (1) 編年大友史料二。

二、大友時代の荘園と別府

以上の諸庄郷に関する中世の史料は極めて断片的で、これを跡づけるには充分でない。平安末期になると、荘郷内の名主は武士化し源平内乱に参加し、鎌倉幕府の成立と共に御家人として地頭となり、平家に従つたものの所領は没収されて

他国の御家人が地頭として入部するものもあつた。建久年間の大友能直入国以後は、一族が總地頭・小地頭として根を下し、除々に在地の支配権をうち立てるに至つたので、宇佐の支配権は次第に後退する。朝見郷鎮座の朝見神社は、八幡神である点宇佐と同体であるが、実はこれは能直が氏神鶴岡八幡宮を勧請したものである。⁽¹⁾

(1) 朝見郷

豈後國志では、江戸時代の立石・朝見・田野口・浜脇・赤

松・赤野・鶴見・北中・原中の九ヶ村を中心の朝見郷の範囲とする。國田帳では弘安八年（一二二八五）当時の当郷の地頭職は土肥一王丸とある。有名な相模國土肥荘の土肥実平の後であるうか。源平合戦ないし承久以後の歎功の賞として地頭職を与えられたものであろう。貞治三年（一三六四）の大友氏時の所領注文⁽²⁾には、「浅見郷宝満寺」と「鶴見村」が見え、親世に対する足利義満の恩賞宛行下文では⁽³⁾、朝見郷立石村（南立石附近）が新たに恩賞として与えられている。しかしこれは古庄信濃守の跡である故、それ以前の南北朝期には古庄氏が立石村の地頭職を帶していたことが判る。後述の石垣荘にも鎌倉末期正和の頃、古庄掃部左衛門入道行円・子

地方に根拠をすえ引き続ぎ地頭職を帶したものであろうか。永徳三年（一三八三）の同じく親世の所領注文⁽⁴⁾には、立石村付鬼丸名と宝満寺・鶴見村等が見える。鬼丸名は朝見郷の中の名の判明する唯一のものであるが、未だその土地を比定し得ない。宝満寺は、同郷浜脇村の山中の字宝満寺にあつた寺である⁽⁵⁾。大友氏が中興し水田等を寄附したが、兵火にあって廃れ、明治になって朝見村の田野口村に移して今日に至っている。

同郷乙原の廢寺吉祥寺は、応安元年（一三六八）三月廿一日歿の大友氏時の草創に成る禅寺である。寺址には、氏時の墓が現存する⁽⁶⁾。氏時の建立した大應寺が阿南莊（現在の）にあり、同寺にも氏時の墓があるので⁽⁷⁾、両者の関係は今後検討を要するが、吉祥寺が彼の造立に係ることは疑いあるまい。とすれば、南北朝期には乙原附近も大友氏の所領であったことが判る。大友能直の入国の一歩は朝見郷浜脇浦で、大友義統が慶長五年に敗れたのも同郷立石・石垣原であり、中世の朝見郷は、大友氏の入国をもつてはしまり、又その滅亡を弔つた土地として同氏と特別深い関係があつたといえる。

(2) 石垣荘

豈後國志では、江戸時代の別府・竹之脇・小野・小平・南する記述からすれば（大友文書錄）、同氏が上陸地点たるこの

石垣・中石垣・北石垣・南鉄輪・北鉄輪・平田・野田の十一

ケ村が、中世の石垣荘に当るとする。右のうち石垣別府が、大友能直の所領であったことは先に述べた。所が弘安岡田帳では、地頭職は名越備前左近大夫殿とある。能直の地頭職はどうしてのちに北条一門の雄族名越氏に移ったか明らかでなく、名越氏の実名も未詳である。なお、同氏の地頭職が何時まで継続したか不明であるが、正和二年（一一三三）頃と考えられる宇佐永弘文書に、「当庄辨分地頭代_{（当地頭者）}豊前三郎」とあるのを見れば⁽⁸⁾、当時は名越氏ではなかったらしい。豊前三郎が誰であるか言し得ないが、或いは田原氏で豊前藏人三郎と称する直貞法名ではあるまいか。

前記の郡正敏文書（建武三年二月八日）によれば、北条氏討滅後は、「豊後国々司左大辨三位家当地行」とある。後醍醐天皇によつて幕府方武士の所領は没収され、公家一統の政治理の理想に従つて新たに任命された豊後國司壬生坊城在登の所領となつたのである。所がこの文書は、大友帶刀兵衛藏人寂応なるものが、祖先能直の所領であったものであるから、本跡に任せて返付され度いと訴えたもので、足利尊氏の袖判を下附されている。文書の裏書に、

此所々、元弘三年以来被_二收公_二云々、任_二相伝文書_二、如レ
元可_レ令_二知行_二、若構_レ不_二実_二者、可_レ罪過_二之状如_レ件、

建武三年二月八日

滅亡の際の地頭職没収を意味するが、文の内容からは、それまでは大友帶刀寂応が能直以来の本跡として地頭職を帯していたようにも考えられる。弘安八年（一二八五）以後、名越氏の地頭職が帶刀氏に帰したものか、それとも名越氏が地頭職を帯する以前に能直から帶刀氏に譲与されていたことを指すのであるか、前述の正和年間の地頭豊前三郎とも関連してなお今後の検討を要する問題である。因みに帶刀氏は、大友能直の才子三子時直を始祖とし、速見郡地方に地頭職を分譲されて土着した豪族である⁽⁹⁾。大友一族であるから、大友帶刀と称している。県史料速見郡諸家文書に、帶刀文書一通が見える。恐らく同氏の裔かと思われるが、文書の殆んど散失してしまつた今は、その跡を尋ねることは至難である。

石垣本荘については、地頭職等殆んど知る所がないが、鎌倉末期正和二年（一一三三）の頃、当社下地に閑する争論文書が数通残存する⁽¹⁰⁾。これによると荘内に末吉名・末国名があり、これをめぐつて藤原重連（図書左衛門尉）と藤原氏女が争つている。藤原重連が訴人で、鎌倉幕府の神領興行法を楯にとり、前対馬守公世宿禰（宇佐宮司）の挙状を帶して鎮西探題に訴えている所を見れば、彼は宇佐神官と思われ、この争いは鎌倉末期の神領興行法による宇佐宮領復興運動の一端に關するものである事が判る。重連の申状によれば、この両名は彼の先祖相伝の地であるが、古庄勘解由判官賴文が大友貞

宗の従人として横領したというのである。重連は神領興行法に則り探題に訴えた所、大友貞宗の執進した頼文の請文によれば、右の両名は安心院又五郎公宣の妻で頼文の妹に当る藤原氏女が父古庄行円から譲得したものであると答えた。そこで重連は、頼文が安心院公宣の妻女にかこつけるのはいつわりであるとし、夫婦兄弟分の当知行の実否を明らかにするため、実檢使の派遣を請うた。その使節の交名は、後欠ながら石垣莊辨分地頭代・竈門次郎・木付六郎太郎・都甲四〇〇〇〇入道の四名が見える。恐らくそうした過程を経た後であろう兩者の訴陳が番えられ、裁決が下されようとした時、両者の和与が成立した。和与状によれば、両名の田畠屋敷を上・中下に組み交えて中分し、氏女の知行分については神用社役は先例に任せ辨勤する、というのである。

判決直前に和与が成立したのは、察するに氏女・頼文方が非理で、彼等が敗訴を見越しての策ではあるまいか。頼文が守護大友貞宗の従人であるだけに、守護や幕府の権威を背景として非違を行った際として、重連側も和与によつて半分をとり返し、爾後の非法を絶とうと考えてのことであろう。この中分に際して、名田畠を上・中・下に組み交えたというのは、田品を三等級に分けてその各々を半分ずつに分けたことで、両者得分を等しくするためである。しかしこうした中分法は、一種の坪分けに当り、両者の田地が各所に散在し犬牙

錯綜する形態をとるのである。土地に対する一元的支配権を確立するには極めて不便で、封建的土地所有が未だ未成熟な段階にあることを思わせるものである。

以上の争論においては、直接大友氏は関係がないが、その被官人が神領を押領するという点では同氏の勢力の浸透であり、間接には暗黙裡の援助があつたであろう。前記永徳三年（一三八三）の氏時所領注文に当莊野田村が彼の所領となつてゐるのは、如上の趨勢の進展を思わせるものである。戦国時代弘治三年（一五五七）の文書によれば、大友義鎮が府内円寿寺に対し、石垣莊内の禪帰庵と円通寺の領掌を安堵し、諸点役を免除している。¹²⁾ ただしそれは、「到明寺殿任三御一通之旨」とある故、到明寺殿即ち大友義鑑以来円寿寺領として宛行われていたものであることが判る。周知の如く、円寿寺は府内上野六坊にある寺院で、大友貞親が徳治年間に上野原崖下の石屋寺を移建し、豊前々司能直以後代々の菩提を弔い、大友氏の寿福長遠・子孫繁昌を祈つた寺である。同寺文書には大友氏から国内の各所に所領が寄進されているが、これもその一つで、「円寿寺八坊拘分并役免之事」として、石垣庄内禪帰庵・円通寺が義統から免除されているとの符節を合する。¹³⁾ 禪帰庵は今日はその所在が不明となつてゐるが、恐らく義鑑ないしそれ以前の大友氏の草創にかかる寺院であろう。何れにしても、こうした事実から見て、南北朝期以後

当荘もまた大友氏の所領化したことは殆んど疑うべき余地はない。

(3) 竈門荘

当荘の範囲は、大体江戸時代の内竈門・小浦・小坂・古市・里屋・龜川の五ヶ村の地域に当る¹³⁾。このうち小坂村は町村合併前は豊岡町に属した故、かつての荘域はさらに広かつたはずである。岡田帳には竈門本荘には地頭竈門次郎貞継^{法名道善}が居り、小坂村は大将家法華堂別当僧都御房、平湯・立小野・鶴見加納は大友頼泰が地頭職と記されている。平湯・立小野は鉄輪の地名となっているというが、鉄輪が石垣荘に属するとしてれば、恐らく両者の境界附近に位置したものであろう。

小坂村の大将家法華堂別当僧都御房とは、源頼朝建立の鎌倉法華堂の別當で、後藤碩田は藤原道長の二男頼宗流の参議基氏であろうとする¹⁴⁾。彼は天福二年（一二三四）十一月十七日上表出家して円空と称したが、公卿補任には碩田の指摘したような「於ニ法華堂出家」の条は見えない故、碩田説に直ちに賛することは出来ない。今後の研究を要する。

竈門氏が竈門本荘の地頭職を帶していること、今日同氏の旧城址と伝えられるものが存在すること等から見て、当荘を本領とする土豪であろう。既述の正和二年（一一三三）の右垣莊末吉・末国両名に關する古庄頼文と藤原氏女との争論に

当知行実検使として派遣された使者の一人に竈門孫次郎なるものが見える。両荘の位置関係から見て、隣荘の地頭が使者となることは当然であり、前記の当荘地頭竈門貞継の後であることは疑いない。次いで南北朝期貞和二年（一二四六）の頃、守護大友氏泰の施行状を奉じ、宇佐宮領当國田染庄内須加牟田八段・恒任名・永正名等に關する田原盛直・香志田藤五入道妙円・秦氏女等の濫妨を退け、守護代備前介宗頼とともに下地打渡しの使者となつた御家人竈門孫太郎左衛門尉貞郷なるものがある¹⁵⁾。その名字から見て、これ又その後裔であり、同氏が依然として当荘の地頭職を帶し、その勢力を増大したことが考えられる。尚同文書には、文明の頃竈門繁貞¹⁶⁾、永正の頃竈門飛弾守が見え¹⁷⁾、又作原八幡宮文書¹⁸⁾に永禄の頃竈門鑑述、天正の頃竈門勘解由允鎮意がいるが、何れもその後であろう。同氏の行動から見ても、また名字の変化から見ても、封建制の進展とともに、次第に大友氏の被官化してゆく姿が想見されて頗る興味が深い。

竈門氏は竈門本荘の總地頭であったと思われるが、なおその下には名ごとに小地頭が存在したであろう。竹田津文書¹⁹⁾に次のような足利義詮の下文がある。

下 竹田津三郎詮之

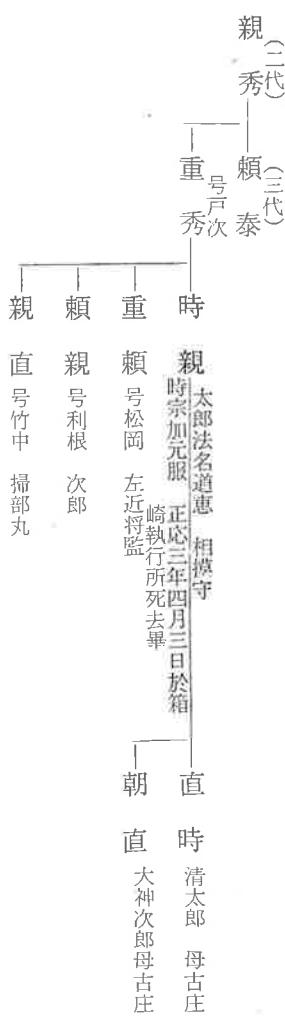
可レ令ニ早領知 豊後国里屋名戸次筑前次郎事

汰之状、如レ件、

文和元年十一月廿七日

ここに豊後国里屋名とあるのは、豊後国志^{竈門}に「里屋^{旧曰}龜川」^{里屋}とあれば、今日の龜川に当たることは間違いない。龜川と里屋の新旧についてはなお問題があるが、里屋がその位置から見て、又その地形から見て、竈門本荘に属したことも疑いあるまい。竹田津詮之は、足利義詮から恩賞としてこの里屋名地頭職(小地頭)を死行われたのである。それは「戸次筑前次郎朝直跡」とある故、これまで大友一族である戸次氏の所帶であったことになる。

戸次氏は大友二代親秀の二男重秀に出で、大分郡戸次莊を本領としそこを姓としたものである。しかし弘安の頃には、速見郡内にも大神荘内の近部・藤原・井手村七十町は戸次太郎時親道患、真奈井・野木乃井村三十町は同族利根次郎頼親が地頭職を帶している⁽²⁰⁾。大友田原系図によれば、



の如く、朝直は大神次郎と称したことが判る。恐らく父時親の跡職をうけ、大神荘内に居住して大神と称し、隣接の竈門荘里屋名の地頭職を帶していたものであろう。志手文書大神氏略系に⁽²¹⁾、「朝直^{大神筑前次郎}母同前^{初大神居住}深江城築」とあるのは、恐らくその眞実を伝えたもので、田原系図に朝直の母を古庄氏とすることも、既述古庄氏との関係から考えて誤りではあるまい。

入江文書によれば⁽²²⁾、同じく文和元年(一三五二)十一月廿二日の足利義詮下文に、豊後国日出庄^{戸次筑前次郎朝直跡}が、勲功の賞として田原貞広に死行われている。所で翌文和二年(一三五三)十一月六日の田原正彌讓状には、貞広が筑前国針摺原で戦死したので、孫徳増丸氏^{能(田原別府)}に全所領を譲つてゐるが、その文書には、「於大神・藤原・波多方半分^者、本主降参之間、任^二傍例^二去渡畢」と述べてゐる。明らかに戸次氏は南朝方に味方して全所領を欠所され、一部は田原氏に、一部は竹田津氏等に与えられたが、のち足利方に降参したので、降参人にに対する所領処分の慣例として、半分だけが返却されたのである。恐ら

く里屋名についても同様の処置が施されたものと考えなければならない。このことがスムースに行われたとすれば、里屋

名は、戸次氏と竹田津氏によって半分宛知行されたことにな

るが、田原氏の場合を見れば、必ずしもそうとは考えられ

ない。しかし今後のこの名や全荘の動向について、詳細に語

ることの出来ないのが遺憾である。

朝見八幡宮社家神氏系図（大分県史料一）。

立花家威大友又書（続編年大友史料二）。

同右（同二）。

同右（同）。

豊後國志・別府市誌（延享二年）。

永弘文書一、一五六石垣庄末吉・末国両名寒檢使交名注進

昭和三十二年二月調査。氏時は大応寺殿と謲する。

豊後國志・別府市誌（延

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22)

以上要するに、速見郡はその位置的関係から、郡全体が宇佐宮及び同弥勒寺の所領となること、それも宇佐宮に対する

國役勤仕の関係から半不輸領化し、次第に一円不輸化したも

のであることは、朝見郷の場合が代表的である。そうした莊

園制の成立とともに、郡郷司等の在地領主化が見られるが、

当国には東国地方のような大武士団の生長は見られない。大

友氏の入国によつて、一族が惣頭・小地頭として莊園内に

根を降して行き、宇佐宮との小競合が各所に見られるにし

ても、大勢は宇佐宮の勢力の後退、大友氏の守護から守護大

名・戦国大名の発展として進む。それと並行して在地の土豪

層も、大友氏の被官化の方向に展開する。竈門荘の竈門氏の

場合がその代表である。大友時代の別府は石垣荘の別府として、又井園領主と地頭との争いの場として展開する。而して

石垣原の合戦は、そうした大友氏の四百年の歴史を一掃して

中世の終末をつげるるのである。

附記

- 大友田原系図（大分県史料一〇）。
永弘文書一、一五六一六〇号。
碩田叢史所收吉富文書（続大友史料三）。
円寿寺文書（大分県史料九）。
豊後國田帳考証。
永弘文書一、二九六一三〇二号。
永弘文書二、二九六一七号。
永弘文書三。
杵原八幡宮文書一八六一九六号。竈門鎮意は、速見郡の間別調奉行となつてゐる。
豊後國田帳。
大分県史料一。

本稿は日々の間に草したので、史料の蒐集や考察に不備な点があるが、時日の余裕を得ないまま一応掲載することとし、将来の補正を期することとする。尚本稿は創刊号以来中断した「二豊荘園の研究」の統編とする心組みで書いたものであることを附記しておく。